

横浜東本郷住宅地区建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、本協定地区内における建築物の敷地、位置、用途及び形態を協定し、住宅地としての環境を高度に維持、増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(名称)

第3条 この協定は横浜東本郷住宅地区建築協定と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、第6条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下単に「権利者」という。）全員の合意により締結する。

(協定の変更及び廃止)

第5条 この協定にかかる協定区域建築物に関する制限、有効期間、及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。またこの協定を廃止しようとする場合は、協定者過半数の合意によらなければならない。

(協定区域)

第6条 この協定の区域は三菱地所株式会社の横浜東本郷住宅地内の次に掲げる区域とする。

表地番 横浜市緑区東本郷町字東耕地776番

1ブロック	1番～16番	17ブロック	1番～10番	34ブロック	1番～9番
2ブロック	1番～6番	18ブロック	1番～10番	35ブロック	1番～14番
3ブロック	1番～6番	19ブロック	1番～12番	36ブロック	1番～8番
4ブロック	1番～12番	20ブロック	1番～18番	37ブロック	1番～12番
5ブロック	1番～13番	21ブロック	1番～14番	38ブロック	1番～12番
6ブロック	1番～16番	23ブロック	1番～14番	41ブロック	1番～11番
7ブロック	1番～16番	24ブロック	1番～3番	42ブロック	1番～6番
8ブロック	1番～14番	25ブロック	1番～14番	43ブロック	1番～2番
9ブロック	1番～9番	26ブロック	1番～10番	44ブロック	1番～16番
10ブロック	1番～15番	27ブロック	1番～19番	45ブロック	1番～3番
11ブロック	1番～16番	28ブロック	1番～16番	46ブロック	1番～8番
12ブロック	1番～16番	29ブロック	1番～4番	47ブロック	1番～2番
13ブロック	1番～12番	30ブロック	1番～7番	48ブロック	1番
14ブロック	1番～5番	31ブロック	1番～10番		
15ブロック	1番～9番	32ブロック	1番～14番		
16ブロック	1番～10番	33ブロック	1番～8番		

印

(建築物の制限)

第7条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途及び形態等は次の各号に定める基準によらなければならない。

- 1 建築物の用途は一戸建専用住宅、一戸建医院併用住宅及び一戸建で建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅とする。
- 2 地階を除く階数は2以下とする。
- 3 建築物の外壁又はこれに代る柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0メートル以上とする。
ただし、建築基準法施行令第135条の5に規定する建築物又は建築物の部分及び第1号に附属する車庫については、この限りではない。
- 4 敷地の分割はできないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日から10年とする。ただし、期間満了前に協定者の過半数の申し出がなければこの有効期間はさらに10年間延長されるものとし、爾後も同様とする。ただし有効期間内に協定に違反した者の措置に関しては期間満了後もなお効力を有する。

(協定の効力)

第9条 この建築協定は市長の認可公告のあった日以後において、当該建築協定区域の権利者となった者に対してもその効力があるものとする。

(違反者の措置)

第10条 第7条の規定に違反した者のあった場合、第12条に定める委員長は委員会の決定に基づき、当該権利者に対して、工事施行停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

(2) 前項の請求があった場合においては当該権利者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行または、当該権利者の費用をもって第三者にこれを行なわせることを、裁判所に請求するものとする。

(2) 前項の提訴手続等に要する費用は当該権利者の負担とする。

(役員)

第12条 この協定を運営するため、委員会を設置する。

(2) 委員会は次の役員で構成する。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
会 計	1名

(委員の任期)

第13条 委員の任期は3年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

(2) 委員は再任されることができる。

(補則)

第14条 前2条に規定するほか、委員会の組織、運営議決の方法等に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

第15条 この協定は市長の認可公告のあった日から効力を発する。

(2) この協定書は、これを3部作成し、2部を市長に提出し、1部は協定者が保管する。市長の認可があった後、市長に提出した2部のうち1部を委員長が保管する。

上記建築協定の締結に同意します。

昭和 年 月 日

所有土地の表示

横浜市緑区東本郷町字東耕地 番 ブロックの 番

宅地 平方メートル

土地所有者

住所

氏名

㊞